

「第4期長野県食と農業農村振興計画」(案)に対するご意見と県の考え方

○意見募集期間 令和5年1月10日～令和5年2月9日

○意見の総数 79件(15団体、6人)

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
1	全体		農産物の生産コストを上回る販売価格の設定、その消費者理解を推進することを入れられないか。また、フランスの「エガリム2法」のようにコストに農家所得を加えた適正な農産物価格で取引できるような法律をつくるように国に要請していただきたい。	農産物の生産コストの価格転嫁仕組みづくりについては、国レベルで検討されるべき事項と考えることから、国に価格転嫁の仕組みづくりを要請しているところ。消費者理解の推進については、第2章-第1節-3-ア及び第3節-1-イで取組を進めてまいります。
2	全体		計画の達成には、市町村やJA単組はもちろん、各農家や地域住民を巻き込むことが不可欠なため、市町村やJA単組が各農家や地域住民へのセミナーなどを実施する予算の獲得や担当の配置などを行ってほしい。	計画の達成のため、市町村、JAなどと連携し、施策を展開してまいります。
3	第1章-6(2) 第2章-5 第2章-6		県としてもみ殻の活用を技術的・費用的に積極的に支援し、全国初のもみ殻を活用したゼロカーボン事業を創出できるよう、施策の中にもっと記載すべき。	頂いたご意見を踏まえ、第2章-6-第1節-2-エに「もみ殻」を追記しました。
4	第2章-2	(1)めざす農業の姿	施策体系のキーワードである「中核的経営体」「輸出」の語句の具体的な記載をすべき。	具体的内容については、重点的に取り組む事項及び施策の展開に記載しております。
5	第2章-2	(2)めざす農村の姿	「共生・協力」は「共創・協力」としてはどうか。	頂いたご意見を踏まえ、共創・協力へ修正しました。
6	第2章-3	Ⅲ-2 次代を担う世代への食の継承	「学校給食」をキーワード・テーマの柱として項目立てはどうか。	「学校給食」は、食の1つのキーワードとして捉えており、本計画では各項目ごとに記載をしたところ。頂いたご意見を踏まえ、事業推進において、「学校給食」がキーワードとして見えるよう工夫してまいります。
7	第2章-4	農業農村の展望	R9年見通しを見ると、農家戸数・基幹的農業従事者ともに大きく減少することが想定される。こういった動向を分かりやすくまとめ、県民へ農業施策や再生産可能な農産物価格への理解を得るように活用すべき。	頂いたご意見を参考に、計画について農業者をはじめとする県民の皆様への周知を行ってまいります。
8	第2章-4	農業農村の展望 2027年度を目標とする 農業生産構造等のイメージ	その他(荒廃農地等)が10,000ha減少する計画だが2015-2020では3,500ha増であったものが可能か。(中核的経営体への集積が、目標年に10,000ha増となっているが、耕地面積は4,300ha減のみであり、その他農地の大半が担い手に集積されるとも取られかねない数値である)	その他(荒廃農地等)は、原野化された農地の林地化や再利用をするなどを含めて、減少する見込みとしています。また、中核的経営体への農地は、遊休地の再利用以外に、その他経営体、自給的経営体からの移行分となります。
9	第2章-4	農業農村の展望 2027年度を目標とする 農業生産構造等のイメージ	担い手集積の大半は利用権設定であり、R5以降は農地中間管理事業が主体となるため、積算基礎をおさえること。	農業生産構造の基となるデータは積算しております。
10	第2章-4	2027年度を目標とする 農業生産構造等のイメージ	グラフでは「中核的経営体、その他農業経営体、自給的農家」、P13でも中核的経営体と記述されているが、注記でそれぞれの語句説明を行うこと。	頂いたご意見を踏まえ、用語解説に記載しました。
11	第2章-4、5、6	達成指標、重点的に取り組む事項、施策の展開方向	「持続可能な農業」「環境にやさしい農業」「有機農産物」の定義を明確にしたうえで記述の整合性を取れるようにしておいてほしい	頂いたご意見を踏まえ、本文中での表現を統一するとともに、第2章-5-(3)に定義を概念図として整理し、追記しました。また、用語解説にも記載しました。
12	第2章-4	達成指標	「6次産業化等の重点支援事業者の付加価値額の向上率」は定義が不明だが指標値として評価できるのか	「6次産業化等の重点支援事業者の付加価値額の向上率」は、国の補助事業の評価数値として位置づけられており、付加価値額は経常利益、人件費、減価償却費の合計値と定義されております。県としては、所得向上につながる数値として評価できるため、達成指標として設定いたしました。
13	第2章-4	達成指標	現状2021の5年前の2016の状況も併せてであると2027目標の実現性の検討がつかののではないか。	達成指標の目標値については、過去の状況も踏まえ設定しております。
14	第2章-4	達成指標	新規就農者の目標値設定の考えは何か。現状からの伸びが少ないのはなぜか。	2020農林業センサスの結果から、一定の経営規模以上で計画期間中にリタイアする可能性の高い個人経営体数を算出し、同数を確保すべき目標とし、直近の現状を踏まえて、現実的な数値を設定したところ。です。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
15	第2章-5	重点取組1【取組方策】 1	農地中間管理機構との連携や活用により、農地の集積・集約を進めるとあるが、実現させるためには農地中間管理機構の更なる組織強化が必要と考えるがいかがか。	本年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、今後の農地の利用権設定は、農地中間管理事業に集約化されることから、農地中間管理機構の役割は一層重要になると考えています。なお、頂いたご意見については、事業実施の際の参考とさせていただきます。
16	第2章-5	重点取組1【取組方策】 2	「支え手」の定義の明確化。「何を支える人か」が見えない。「農業の支え手」と考えられるが、今後求められるのは「農村の支え手(維持・サポートしてくれる者)」ではないか。	農業と農村のどちらの維持にも、中核的経営体だけでなく、農ある暮らしで農地を利用する者や、農福連携により農作業を行う者、外国人労働力なども含め、多様な支え手が必要となる趣旨で記載しています。
17	第2章-5	重点取組1【取組方策】 2	「農業者年金」について、制度周知と加入推進を、行政と農業関係機関が一体となって取り組んでいく必要があるため、計画に記載すべき。	頂いたご意見を踏まえ、施策の実施段階において、関係機関等と連携しながら制度周知に取り組んでまいります。
18	第2章-5	重点取組1【取組方策】 2	農業法人が「快適で働きやすい雇用環境」を実現するためには、さらに自社の収益性を高めると共に、経営者の意識と企業ガバナンスを変革する必要があるが、農業法人が自力ですべてを整備していくにはハードルが高く、そのためのサポートを今後県に取り組んでもらいたい。	頂いたご意見を踏まえ、必要な支援策を検討してまいります。
19	第2章-5	重点取組1【取組方策】 2	農業法人への支援とともに、家族経営、集落営農等の人材確保・育成など県内の多様な人々の力を巻き込み、バランスの取れた農業政策を進めてもらいたい。	大規模経営体のほか、集落営農や小規模農家、家族農業、農ある暮らしなど多様な担い手による重層的な生産構造を目指して施策を進めてまいります。
20	第2章-5	重点取組1【取組方策】 2	新規就農・Iターン就農への取組を進めるのもよいが、親元就農者への支援を具体化してもらいたい 親元での就農も様々な形態があり、ニーズに合わせた補助事業の提案をしてもらいたい。	第2章-5-(1)に記載していますが、女性や若手の農業者との共創により、親元就農を含む新たな支援スキームの検討を予定しており、県独自施策の構築を目指してまいります。
21	第2章-5	重点取組1【数値目標】	重点取組1の数値目標に、「農業法人の従業員数」も加えてもらいたい。	頂いたご意見を踏まえ、第2章-4に追記しました。
22	第2章-5	重点取組2【取組方策】 1	農業資材高騰の中、初期投資のかかる「りんご高密度植栽培」普及は難しい状況で、普及具体策が問われており、実行策をPDCAサイクルで展開する等、見える化し取り組むこと。	「りんご高密度植栽培」の普及拡大に向けては、第2章-5-(2)に記載していますが、各地域に推進チームを設置し、課題の共有等を含めJAなどと連携した取組を進めてまいります。
23	第2章-5	重点取組2	ぐんま名月は群馬県育成であるが、消費者が望む評価の高い品種であり、県オリジナル品種ばかりにこだわると消費者の動向から乖離してしまうと思うがいかがか。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
24	第2章-5	重点取組2	M9台木を使った高密度植栽培は、土壌条件と改良、非常に強固なトレリスなど高度な栽培技術に加え、湿害やネズミ対策など技術的なハードルが高いことなどから、違う選択肢を考慮する時期が来ているのではないか。また、JA7中間台木方式、JM2のような低樹高の方式を模索した方が長い目で見た産地維持には有利ではないか。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
25	第2章-5	重点取組2	農業を行うには、農地確保が重要であり、ぶどう栽培では20年位契約がしたいが、地主が長期契約になかなか応じてくれない場合、何か有効な得策はあるか。	今後、市町村が目指すべき将来の農地利用の姿を「地域計画」として策定するにあたり、地域内の農地の利用調整を進めることとなっています。
26	第2章-5	重点取組2【取組方策】 2	せん定や摘粒などの技術をAIを用いてシステム化することは、品目・品種・技術・個体差が様々であり、的確なシステム構築は容易には進まないと思われるため、まずは、スマートグラス等を活用した指導体制の構築による技術継承に注力すべき。(「スマートグラス等を用いた技術指導体制確立やAIを用いた技術の検討を推進します」としたらどうか)	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
27	第2章-5	重点取組3【取組方策】 1	「オーガニックビレッジ」の創出について、全国的に見ると全耕地に占める有機栽培面積割合が高い自治体は人口5千人以下の町村が大部分であり、当県も中山間地域における地域活性化対策として期待したい。	中山間地域等においても取組が進むよう、市町村の意向や課題も踏まえながら、必要な支援を行ってまいります。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
28	第2章-5	重点取組3【取組方策】 1	「信州の環境にやさしい農産物認証」について、県民消費者に対する認知度が低く、認証を与えられた経営体のアドバンテージも少なくメリットが感じられないことから、もっとアピールを行うこと。	「信州の環境にやさしい農産物認証」を含む、環境にやさしい農産物については、令和2年から「おいしい信州ふーど」のカテゴリーの一つ「サステイナブル」として位置付け、情報発信を行っているところです。引き続き、認証された農産物の価値を県内外へ広く発信し、県民との意識共有を図ってまいります。 また、認証を受けた経営体については、4月から開始予定の「肥料価格高騰対策事業」において加算措置があり、このようなメリット措置についてもPRしてまいります。
29	第2章-5	重点取組3	有機の明確化と減化学合成農薬・減化学肥料をどう区別するか。 JASの規定により有機は容易く取り組めないが、どの様に有機農産物の栽培を進めていくのか。	有機農業は「有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)」での定義によるものとして、減化学合成農薬・減化学肥料栽培と区別しています。 なお、頂いたご意見については、事業実施の際の参考とさせていただきます。
30	第2章-5	重点取組3【取組方策】 3	有機農産物を使用した学校給食の実施比率を向上させる目標は良いが、本県は公立小・中学校ともに学校給食費の高い県であり、保護者へ丁寧な説明が必要と思うがいかがか。	頂いたご意見を参考に、今後も県教育委員会や市町村教育委員会など関係者と十分に連携し、有機農業で生産された農産物を活用した学校給食の意義等を保護者へ伝えられるような取組を進めてまいります。
31	第2章-5	重点取組3【取組方策】 3	有機農業と聞くと“無農薬”である、さらには“健康に良い”というイメージを持つ消費者が少なくないことから、消費者理解の促進を図る上では、正しい知識のもと、有機農業に対する認識を高めることが重要であり、見学会等については、創意工夫を図ったうえで、積極的に展開すること。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
32	第2章-5	重点取組4	牛肉の輸出について、もっと具体的な推進施策等を打ち出すこと。(京都や姫路から“信州プレミアム牛肉”が海外に行っているが、現地における、販促など具体的にどのように考え、今後拡大を図っていくのか、将来的なビジョンを示すこと)	具体的な施策は、年度別実行計画で示してまいります。 なお、信州プレミアム牛肉については、来年度、輸出も含めた今後のあり方について生産者団体等と連携して整理することとしております。
33	第2章-6 第1節	1-ア	トップランナー、エグゼクティブ経営者を育成するのであれば、現状数を示し、目標を設定すべきではないか。	まずは、トップランナーも含まれる中核的経営体の確保・育成が重要であると考え目標に設定しておりますが、トップランナー(売上3千万円以上)とエグゼクティブ経営体(同10億円以上)の数についても、国の統計を利用して把握しており、各種事業実施の中でその増加を図っていく計画です。
34	第2章-6 第1節	1-イ 新規就農者の安定的な確保	就農後の「定着」が重要であるため、達成指標に「定着率目標」を定め、就農後の営農定着から経営安定までの伴走型支援の評価・改善を行い、定着率の向上を図っていくこと。	農業農村支援センターが就農5年目までの新規就農者などを重点指導対象者として市町村、JA等関係機関と連携し、伴走型支援に努めており、引き続き、普及活動の中で定着率の向上を図ってまいります。
35	第2章-6 第1節	1-ウ	集落営農の組織化は可能なところはすでに終わっていることから、今後は組織した集落営農法人等をどう維持していくかが重要ではないか。	第2章-6-第1節-ウに記載していますが、既存の集落営農組織については、経営の強化などの課題解決に向けた取組を進めてまいります。 今後は、組織がない地域や園芸地帯等での組織化を進める必要があると考えています。
36	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	作目別方向性の畜産の内容で稼げるのか。持続していく方策かと思うがいかがか。マーケットインとプロダクトアウトの両軸をマッチングし、販売に結びつきができることが重要ではないか。	持続的な農業経営に向けた取組が「稼げる農業」の土台となるものと考えております。 なお、頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
37	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	消費者に訴求する生産手段の拡大とは何か具体的に示すこと。	第2章-第1節-2-イ畜産に記載したとおりですが、具体的な取組は、年度別実行計画で示してまいります。
38	第2章-6 第1節	2-ア、イ	生産現場での労働力不足はより深刻さを増しているため、スマート農業の推進も良いが、「省力作物のマーケット開拓」の推進にも注力すべき。(玉まわし不要な黄色種のりんごのマーケットなど味覚は赤色と遜色ないため、ゼロからのブランド化より成果が出るまでの時間は短いと思われる)	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
39	第2章-6 第1節	2-イ 土地利用型作物	水田農業のDXによる経営体質の強化とあるが、内容がスマート農業の記述であり不明瞭である。むしろ、長野米の高品質・美味しさの理由をエビデンスやデータ化し、情報発信や生産性・品質向上に役立つ分析に活用していくべきではないか。	「水田農業のDXによる経営体質の強化」については、今後も進んでいくと想定される水稲農家の大規模化に向け、スマート農業の実装やカイゼン手法の導入が必要であることから記載しています。 なお、頂いたご意見については、第2章-6-第1節-2-イ土地利用型作物で整理しました。また、県オリジナル品種「風さやか」につきましては、エビデンス分析を行い、それを活かした情報発信を行っています。
40	第2章-6 第1節	2-イ 野菜	契約価格が決定しているジュース用トマトは担い手への導入品目として有望で、水田転作やきのこ使用済み培地の活用対策としても有効であることから、技術対策や試験栽培を実施すること。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
41	第2章-6 第1節	2-イ 野菜	「アスパラガスの軽労化・生産強化につながる新栽培技術等の検討を進めます」とあるが、枠板式高畝栽培などがその技術であり、わかりやすくするために具体的な栽培技術を記載すること。	記載した新栽培技術等には、ご意見の枠板式高畝栽培も想定し、その他幅広い取組や支援策を含んだ内容としました。 なお、頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
42	第2章-6 第1節	2-イ きのこ	きのこ使用済み培地の処理は、産地にとって長年に亘る大きな課題である。持続的なきのこ経営の「持続的」が何を含んでいるのかわからないが、再利用や堆肥化等、利活用に向けた取組を推進することで、どのように課題解決に向かうのかを具体的に示すこと。	再利用、家畜飼料としての活用等を想定しており、幅広い取組を含んだ内容としています。 なお、頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
43	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	昨今の生産者を取り巻く状況は、生産資材やエネルギーコストの上昇により、経営継続が厳しい状況に陥っている。このままこの状況が続けば、県内の生産基盤の弱体化が急速に進み、食肉処理施設の経営維持も困難となることは明らかである。このような事も考慮する中、県内食肉処理施設の最適な体制確立に向け、主体的に取り組むべき。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
44	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	畜産獣医師の確保を進め、畜産事業継続を行うこと。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
45	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	子実トウモロコシの生産実証・畜産農家への供給の仕組みづくりを進めるとあるが、関係機関内でも複数部署の連携が必要となるため、情報を共有化したなかで進めること。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
46	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	肉用牛で優良繁殖牛基盤の確保とは具体的にどのような事か示すこと。	頂いたご意見を踏まえ、第2章-6-第1節-2-イ-畜産に追記しました。
47	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	豚 特色ある豚肉生産拡大に向けとは何をつくるのか(プロダクトアウトでは付加価値がつかない、マンガリツアでは生産効率・生産コストから鑑みる中、これを利用してのブランド確立は相当な時間を要すると思われる) 実際に県内の肉豚生産者が支援策として何を求めているか確認すること。 多産系母豚は現在でも多くの生産者が導入している実態があるがいかかが。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
48	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	飼料自給率の向上 輸入粗飼料価格が高騰している中、稲ワラ等耕種農家との広域マッチングをぜひ進めていただきたい。また、国の飼料自給率向上総合緊急支援の国産粗飼料流通体制定着化事業に合わせた、県独自の事業や機械導入助成、保管施設確保等をするべき。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
49	第2章-6 第1節	2-イ 畜産	広域堆肥ペレット化施設への支援と耕種農家への普及推進をするべき。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
50	第2章-6 第1節	2-ウ	具体的な情報通信環境の内容がわからない。「高速通信のための5G・自動運転のためのRTKアンテナ」など具体的な内容を記載すべき。	頂いたご意見を踏まえ、第2章-6-第1節-ウに追記しました。
51	第2章-6 第1節	2-エ	生分解マルチ以外の使用済みプラスチック削減につながる生産資材の具体的な商品が不明確。例として現状で考えられる資材の内容を記載すべき。	頂いたご意見を踏まえ、第2章-6-第1節-イ-野菜及びびエに追記しました。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
52	第2章-6	2-エ	生物多様性の推進を計画に盛り込むこと。 生物多様性の定義を明確に定め、農地での 評価方法を定め、実施すること。	「生物多様性の推進」については、「第五次長野県 環境基本計画」に盛り込む予定であり、農業分野だ けでなく、環境関係部局とも連携しながら、一体的に 取り組んでまいります。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
53	第2章-6 第1節	2-オ	気候変動に対応できて、化学合成農薬や化学肥料を低減しても高品質の生産物ができる野菜の品種開発を急いでほしい。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
54	第2章-6 第1節	2-オ	技術開発目標に「生分解性ネット」とあるが、生分解性ネットの処理・処分方法は想定されているのか。また、農地へ鋤き込むとした場合、法的な解釈等はなされているのか。	生分解性マルチフィルムと同様、土壌にすき込むことで微生物により水と二酸化炭素に分解されます。仮に、土壌にすき込まない場合には、合成高分子系化合物に係る固形状の廃プラスチック類として廃棄物処分することになります。
55	第2章-6 第1節	2-オ	畜産の技術開発目標として、地域未利用資源(柿皮等)を利用した飼料化と生産体系を組み込み、新たな信州らしいブランド開発を進めるとあるが、飼料化が重要なポイントと思う。その上で、地域循環型SDGSの取組をするべき。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
56	第2章-6 第1節	2-カ	用水機場の「用水」は意図した表現か。揚水、加圧及び水中を合わせた機場と理解してよいか	ご指摘のとおりで、農業用水を用いるための「用水」機場と、雨水等を排水する「排水」機場の区別により「用水機場」と表記しています。
57	第2章-6	2-カ	圃場整備の際には、生物多様性に配慮した工法を採用すること。	頂いたご意見については、事業実施の際に配慮させていただきます。
58	第2章-6	農業経営のステップアップモデル	新聞で、ある農業団体では生産コストの上昇額を試算し業界に配布、商談での成果があったと報じているが、肥料、農薬、生産資材、光熱動力費、労務費、運賃など生産コストの数字として明確にし参考値として明記すべきではないか。	本項の数値は「農業経営指標」等を参考に示したものです。生産コストの上昇額は情勢の変化により変動する可能性があるほか、個々の営農形態によりその影響は大きく異なることから、5か年計画の中で参考値として記載することは困難と考えております。
59	第2章-6	3-ウ	農業は収入の保障がなく、就農したものの収入面で離農する人もおり、良いものを作っても需給バランスから廃棄したりすることもあることから、6次産業化や食品加工企業を誘致することで規格外や廃棄する農産物も収入の一部になり、経営の安定化が図られると思う。そのような施策を実施できないか。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。企業誘致については、関係部局と情報共有し、事業推進の段階の中で参考にさせていただきます。
60	第2章-6 第1節	3-ウ 地域農畜産物の活用による持続可能な新たなビジネスの創出	「～長野県サポートセンター」食と農のプラットフォーム」の構成組織や事務局が見えないので、誰が何をやるのかが不明のため、注釈等で記載すること。(6次産業化など農山漁村発イノベーションの取組推進フロー図)	頂いたご意見を踏まえ、第2章-第1節-3-ウのフロー図に追記しました。
61	第2章-6 第2節		次期「長野県総合5か年計画(原案)」の、「3 快適でゆとりある社会生活を創造する」や「8 輝く農山村地域創造プロジェクト」の記載と第2節の記載を連携した(揃えた)表現とするなど、分かりやすいものにすべき。	「長野県総合5か年計画」を踏まえつつ、農業・農村に関する事項に関して、より詳しい内容を記載しております。
62	第2章-6 第2節	1-ウ	多面的機能支払事業及び中山間地域農業直接支払事業については、両協定が共存している場合もあり、行政も担当部署の一本化や、両事業や集落営農組織を含めた連携強化、広域化の推進など、一体的な取組を行っていくべきではないか。	他の組織との連携や事務負担軽減のための広域化について記載しており、両事業で連携して一体的に取り組んでまいります。
63	第2章-6 第2節	2-ア	農業用水路において、溢水(いっすい)被害対策のため、取水停止したり、土のうを積むなどの対策を行わなくてはならない事態となっていることから、取組に対する支援をすべき(農業用水路が排水路を兼ねる現状があるため)	取水停止作業の負担軽減や安全確保のため、農業水利施設の水門の自動化・遠隔化を進めてまいります。また、排水能力の不足する用排兼用水路についても、国庫補助事業等を活用した改修を支援してまいります。
64	第2章-6 第2節	2-ア	頭首工において、災害により漂着した流木を取水への影響やゲートへの損傷を考慮し除去しているが、この除去費用を支援の対象にすること	流木の除去費用は、施設管理の一環とされております。
65	第2章-6 第2節	2-ア	流域治水の推進において、事前放流に対し、頭首工での対応をしなくてはならないため、費用がかさむことから、支援を行うこと。	流域治水対策を実施する農業水利施設については、国庫補助事業を活用した支援方法を国と検討してまいります。
66	第2章-6 第2節	2-ア	水田を活用したかんがい期の雨水貯留について、これを実施すると、取水調整に要する費用が発生することから、支援を行うこと。	水田を活用した雨水貯留については、水田に降った雨の排水調整の取組を進めてまいります。
67	第2章-6 第2節	2-イ	「土地改良区等施設管理者への支援」とあるが、人材と確保の支援を行うと解釈してよいか。	人材育成のための研修に加え、准組合員制度の導入・女性理事登用の推進などにより、土地改良区が行う人材確保の取組を支援してまいります。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
68	第2章-6 第3節	1-ア	地産地消、食文化の継承、食育の観点から市町村教育委員会と連携し、学校給食への地元農産物使用を増やすこと。 安定的に地元農産物を使用するため、食材費を公費でまかなうこと。	地元農産物の学校給食使用量を増やすためには、県、市町村それぞれの役割分担を明確にしつつ、定期的な情報共有等により連携して一体的に取り組むことが必要と考えております。 食材費を公費で賄うことについては、県、市町村それぞれの役割に応じての対応が必要と考えており、県としては、地元産農産物の活用が継続的に進むよう、まずは学校給食と生産者との調整を図るコーディネーターの派遣など全県的な体制整備(仕組みづくり)を進めてまいります。
69	第2章-6 第3節	1-ア、イ	給食のコーディネーター(マネージャー)育成及び支援についての考えについて示すこと。	コーディネーターについては、既に学校給食や生産現場のノウハウや知識を有する方に依頼することにしております。
70	第2章-6 第3節	1-イ	計画(案)で触れられている内容は、長野県版エンシカル消費と関連するところが大きいことから関連する各計画と連携した(揃えた)表現とするなど分かりやすいものにすべき。	頂いたご意見を踏まえ、関連する計画と表現を揃えてまいります。
71	第2章-6 第3節	2	長野県食育推進計画との整合を図られる旨が記載されており、次世代へつなぐ食育・農育(食育授業や農業体験等)の機会を地域の諸団体とともに推進すること。	頂いたご意見を踏まえ、諸団体とも連携して推進してまいります。
72	第3章		地域別の発展方向の中の新規就農者の達成指標の考え方は何か。増えている地域、減っている地域の違いは何か。	市町村では、農業経営基盤強化法に基づく基本構想において、新規就農者の確保目標を定めています。今回の地域別発展方向の中では、管内市町村の目標値を参考に地域の実情を反映し目標が設定されています。
73	第3章	佐久 重点取組3【達成指標】	新規需要米の作付面積とあるが、主食用米の過剰作付が課題であり、現地機関として佐久地区の米の需要動向について丁寧に調査・分析を行うべき。	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
74	第3章	上田 重点取組2	醸造ぶどうの質・量の向上は必須であり、ファンを増やして、定期的に購入してもらえるような取組が必要と考えるがいかか(頒布会方式で毎月違うワイナリーから届くなど)	ご意見をいただいた事項については、第3章の上田地域の発展方向の中で、消費ターゲットを明確化した生産対応と販路拡大や需要拡大につなげる販売力・発信力の強化を図ってまいります。 また、頂いたご意見については、関係部局等と情報を共有させていただくとともに、地元ワインの消費拡大に向けて、事業の参考にさせていただきます。
75	第3章	松本 重点取組3	地域別の発展方向の施策展開に、「水田を活用したかんがい期の雨水貯留」について記載がないことから、松本地域では行わないという理解でよいか。	第2章-6-第2節-2-アにおいて推進することとしていますが、水田を活用した雨水貯留については、地域が一体となって取り組むことでその効果を発揮するものであり、今後、地域としての総意を踏まえて取組を進めてまいります。
76	第3章	北アルプス 重点取組3【達成指標】	高収益作物導入とあるが、園芸作物栽培を指導する技術者の育成も必要であることから、項目として、園芸振興協議会の品目別研修会を〇〇回開催するというような取組も必要ではないか	頂いたご意見については、事業実施の際の参考にさせていただきます。
77	その他		脱炭素社会構築の必要性での小水力発電の推進について、発電の為に水を奪われて魚が住めない、釣りのできない河川になるような場所への無理な提案は理解しかねる。(県企業局提案のように、既存の堰堤の落差を利用した発電施設の提案であれば、歩み寄ることはできる) 一般業者から調査や建設申請など出てきたら県からも漁協の苦しい事情を伝えること。	頂いたご意見については、県関係部局に内容を伝達しました。
78	その他		河川上流部の荒廃(樹木の伐採、伐採後の搬出道路の整備等による土砂流失、ダムへの土砂流入と下流への流出による魚類等への影響)に対する環境改善施策を県として行うこと。 河川荒廃の状況を把握し、国や県の関係部署との情報共有を図り、対策を計画に反映し継続して対策を講じること。	頂いたご意見については、県関係部局に内容を伝達しました。

番号	目次	項目	意見・提言内容	県の考え方(対応方針)
79	その他		<p>河川工事に関して、漁期の間はできるだけ工事は控え、工事後の完成形には、魚類が棲みやすい環境を作ること。(護岸工事はコンクリート等で平らになり、川底も平らになってしまっ、水の淀みも大きな岩もなくなり、魚類の住処がなくなり、隠れる場所もなくなってしま)</p> <p>現状把握や意見の吸い上げを実施し、国や県などの関係部署に働きかけを行うこと。</p>	<p>頂いたご意見については、県関係部局に内容を伝達しました。</p>